

令和7年度第4回電気機械器具等製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年10月22日（水）午後1時30分～午後2時23分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（徳島労働局）
（徳島市徳島町城内6－6）

2 出席委員

（公益委員）稲倉委員 竹原委員 段野委員

（労側委員）木戸委員 横井委員 矢藤委員

（使側委員）久米委員 鴻池委員

3 議事要旨

（1）金額審議に入る前に部会長より前回までの審議状況の確認が行われた。

現行の時間額1,038円に、労側は「67円引き上げて、1,105円とすべき」との主張、使側は「66円引き上げて、1,104円とすべき」との主張で、双方の主張に隔たりがあり、継続審議との結論で終了していたことで労使双方の確認が行われた。

（2）金額審議を行うに当たり、使側委員より使側だけの協議を求める発言があり、使側委員のみでの協議に入る。

（3）三者による審議を再開する。

使側

○ 県内の同業者からの話を聞くと廃業した者もいるが、地賃が66円の引上げを行っていることから特賃も引上げの努力が必要であるといった意見もあり、四国の他県の引上げ状況とのバランスを考える必要がある。

また、労側が69円から67円の引上げに歩み寄ってくれたことも鑑みると使側として67円の引上げに応じることとする。

労側

○ 今回の隔たりに使側からの歩み寄りに感謝する、また昨今の審議においても使側のご理解をいただいて高水準での引上げがされていることに併せて感謝する。

今後も徳島が四国の電機産業を引っ張っていく、電機産業で働くのであれば徳島で働きたいと思えるような賃金となるよう審議を行っていきたいと考えている。

（4）三者協議の結果、「67円を引上げて1,105円とする、なお発効日は令和8年1月1日とする。」ことで労使委員間において合意に至り、公益委員も同合意内容に賛同したことから、当専門部会において、全会一致で同合意内容の決議がされ、本審に専門部会報告として提出することとなった。

併せて、第2回本審における「特賃専門部会で全会一致となった場合、最

低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会決議を本審決議とする」旨の決定に基づき、同決議内容で答申が行われた。